

# いじめ防止基本方針

令和3年度  
草加市立青柳小学校

- 1 いじめに対する本校の基本理念
- 2 学校教育目標との関連
- 3 いじめの定義
- 4 いじめ防止基本方針の柱
- 5 いじめ防止に関する校内組織
- 6 重大事態へ発展した場合の対処  
その他、資料

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条により、埼玉県教育委員会及び草加市教育委員会のいじめ防止基本方針に基づき、青柳小学校すべての児童が安心して笑顔かがやく学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策を目的に策定したものである。

## 1 いじめに対する本校の基本理念

いじめは、いじめられた子どもの尊厳を脅かし、心身に深刻な影響を及ぼす重大な人権侵害であると考えられる。本校においては、「いつでも、どの学級でも、どんな児童でも起こりえる問題」として、「あいさつと笑顔かがやく学校」を目指し、いじめを未然に防止する取組や、いじめが起こってしまった場合の対処と校内組織等について、基本方針を策定する。

## 2 学校教育目標との関連

本校の教育目標である「あおやぎ」(あ「明るく元気な子」お「思いやりのある子」)や「やりとげる子」ぎ「きたえる子」)といじめ防止との関連は非常に大きい。いじめ防止をすることは、「明るく元気な子」「思いやりのある子」を育むことができ、「きたえる子」は体のみならず、心も鍛えことができ、本校の教育目標の具現化を担っていくものとする。

## 3 いじめの定義

※いじめ防止対策推進法(第2条)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係等にある他の児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (1) 解釈上の留意点

- ①「いじめがあるかも知れない」と疑いがある場合は、複数の目、情報を活用する。  
教員ばかりではなく、児童、保護者等の目も大切にする。
- ②本人の発言のみに限定せず、周囲の状況や、当該児童の表情、雰囲気などにも目を向ける。
- ③インターネットを通じて行われる誹謗中傷や個人情報流失等についても意識して指導する。

### (2) いじめの理解

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- ②暴力を伴わないいじめも存在する。言葉の暴力、嫌がらせ行為を多数から集中的に行われることで、生命や身体に重大な危険が生じることもある。
- ③加害者、被害者だけではない第三者の影響も理解しなければならない。いじめをはやし立てている場合、傍観者の場合等、その存在もいじめを助長するものである。
- ④いじめを疑われているにも関わらず、いじめが無かったように明るく振る舞う児童は、より深刻であると注意をしなければならない。

～いじめに対する教職員のアンテナを高く～

- (1) 学校生活アンケートによる、聞き取り
- (2) 授業中、休み時間等における児童理解
- (3) いじめに関する研修の充実 (I'sの資料活用等)

#### 4 いじめ防止基本方針の柱

##### (1) いじめの未然防止のための取組

###### ① わかる授業の推進

わかる授業を展開し、勉強する事の良さを味わわせ、心を豊かにしていく。

###### ② 道徳教育の充実

「命の大切さ」「いじめ」の授業計画及び実施。また、すべての教育活動を通じて、道徳心を培うことができるよう、道徳教育及び体験活動の充実を図る。

各学年、学期に1回程度「命の大切さ」もしくは「いじめ」に関する授業を行う。

###### ③ 特別活動の充実

児童会・学級会等による話し合い活動を充実させ、子ども主体の活動を実施。いじめに関する標語等の作成、各学級におけるいじめ0宣言の実施、代表委員会を中心とした児童への呼びかけ。

###### ④ 保護者への啓発

便りによる情報共有をする。保護者だけでなく、地域住民、学校応援団、その他の関係者との連携も図る。

##### (2) 早期発見のための取組

① 「学校生活アンケート」の定期的な実施による情報収集を実施し、問題を抱えている児童、疑問を感じた児童と面談を行う。

② 個人面談・教育相談の実施による情報収集と共有。定期的に参加する場合と、保護者から面談の要望があった場合、教職員が要望する場合に実施する。

③ 管理職をはじめ、教職員による校内巡視などの実施。定期的に参加されている生徒指導委員会で問題行動が挙げられる学級、学年があった場合、校内巡視を行い、落ち着きのある環境を目指す。

④ 学校便り、保護者会、学校ホームページを通じた学校の取組の発信及び情報の共有。

(3)いじめを認知した場合の対処

①事実確認

- I 担任・生徒指導主任・学年主任に報告・相談し、管理職へ報告する。他教科・養護教諭からも情報収集する。
- II 可能な範囲で、児童からも情報を収集する。
- III 収集した情報をもとに、管理職・生徒指導主任・学年主任で対処を検討し指導方針を決定する。

②いじめられた児童に対し、継続的に支援し、保護者と連携を図りながら情報を共有し、必要な対策を講じる。

- I 被害児童の気持ちを確認し、学校生活の安全を約束する。
- II 校内の支援体制を確認する。
- III いじめの終結方法を検討し決定する。
- IV 確認できた情報を保護者に提供し、指導方針を伝え、指導経過を逐一連絡し、家庭との連携を密にすることで、信頼関係を構築していく。

③いじめの事実が確認された場合、再発を防止するために、いじめた児童に対する支援・指導、保護者に対する助言等を継続的に行う。

- I 期間、人数、程度など情報収集する。
- II 加害児童から個別に事実確認する。
- III 加害児童に指導をする。
- IV 加害児童の保護者へ事実連絡をする。
- V 加害児童、保護者へ終結の仕方を伝える。  
→状況によっては教育支援室、児童相談所等へ連絡する。

④いじめに関係する双方に争いを生じさせないように、互いの保護者と連絡を取り、情報を収集・共有し必要な対策を講じる。また、継続し見守ることを伝える。

## 5 いじめ防止に関する校内組織

(1)生徒指導部会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・教育相談主任月に一度、生徒指導部会を開き、生活目標の振り返り、生徒指導上の問題行動等を検討する。

(2)いじめ対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・該当学級担任・各学年生徒指導担当・養護教諭・その他校長が認めるものを月に一度、それに加え必要に応じて臨時に招集し対策を検討する。

※状況に応じて、さわやか相談員・スクールカウンセラー等の協力を得る。

## 6 重大事態へ発展した場合の対処

「重大事態へ発展した場合」とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童が自殺を企図した場合等)、②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安、一定期間連続して欠席している場合等)、③児童・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき、である。この場合、必要な情報を学校の設置者に報告しなければならない。そして学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断する。

### (1) 学校が調査主体とした場合

#### ① 調査を行う組織について

いじめの事案の関係者と直接の人間関係、または特別の利害関係などを有するものがない場合、そのものを除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

#### ② 事実確認について

- ・いつ(いつ頃から)
  - ・誰から行われ
  - ・どのような態様であったか
  - ・いじめを生んだ背景事情
  - ・生徒の人間関係にどのような問題があったか
  - ・学校・教職員がどのように対応したか
- ※多角的・広範囲から情報を収集し、因果関係の特定を急がない  
※以上の事柄について、被害者・第三者から情報を得ることが大切(アンケート調査等)  
※情報を提供したことにより、新たに被害が及ばないように配慮する

#### ③ 被害者への配慮について

- ・気持ちを大切に丁寧に聞き取る
  - ・加害者の生徒に対して、速やかに指導を行い、「いじめ行為」を止めさせる
  - ・事情や心情を聴取し、継続した心理的ケアを行う
  - ・被害者を取り巻く環境を整え、心身共に安全で落ち着いた学校生活の復帰及び学習支援等を行う
- ※本人・保護者の不安を受け入れると共に意向を十分に汲み、配慮する  
※被害者の生徒から直接聞き取りできない場合は、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、理解を得た後、調査へ移る  
※保護者会の実施の有無とその時期について被害児童の保護者の意を汲む

④事後指導について

- ・再発防止に細心且つ全力を尽くし、安全安心な学校生活の維持に努める
- ・被害者の心情に最大の配慮を行い、その意向によっては学習環境の変更についても弾力的な対応を検討するよう教育委員会と連携を図る。

※加害児童に対しても教育的配慮を考慮する  
→支援室、児童相談所等との連携も考慮する

- ・調査結果を学校の設置者に報告する

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

- ・設置者の指示のもと資料の提出など調査に協力する
- ・6 (1) にある被害者への面談、事後指導について適切に行う

資料1 青柳小 「いじめ問題」への具体的な組織対応図

